

大阪市規則第28号

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第1条、第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第1（第1条、第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

[別表第 1 別紙 1]

所属	事業所の名称	所長の名称
[同左]		
健康局健康推進部	大阪市こころの健康センター	所長
	大阪市食肉衛生検査所	所長
	大阪市動物管理センター	所長
健康局健康推進部生活衛生課	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第 1 別紙 2]

所属	事業所の名称	所長の名称
[略]		
健康局健康推進部	大阪市こころの健康センター	所長
健康局生活衛生部	大阪市食肉衛生検査所	所長
	大阪市動物管理センター	所長
健康局生活衛生部生活衛生課	[略]	[略]
[略]		